



ゆいくる材の新規申請受付について

令和4年度

沖縄県リサイクル資材評価認定制度



【ご案内】

沖縄県土木建築部では平成16年7月に「沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)」を制定し、年1回、新規申請受付を行っております。令和4年度の受付を下記のとおり案内します。

◎沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる)とは

資源循環型社会の構築を目指し、沖縄県土木建築部が発注する公共事業で、リサイクル資材の利用を促進するための制度です。

◎「ゆいくる」には以下のようなメリットがあります。

(リサイクル資材製造販売者にとっては)

- ・ゆいくる制度に申請し、認定された建設資材は、沖縄県土木建築部が発注する公共工事で利用方針に従って、優先的に使用されます。
- ・県土木建築部発注工事では、建設廃棄物を工事現場から搬出する場合、ゆいくる材製造業者等へ優先して搬出されるので、原材料を集めやすくなります。
- ・ゆいくるのロゴマーク(上記表題のマーク)が使用できるようになります。
- ・ゆいくるの認定資材としてホームページ等に情報が掲載されます。

(工事受発注者にとっては)

- ・品質/性能/安全性の確保されたリサイクル資材の選定が容易になり、適正に使用できます。

記

1. 受付期間：**令和4年5月9日(月)～令和4年5月20日(金)**
※ 受付時間：土日・祝祭日を除く 9:00～12:00 / 13:00～17:00
※ 受付は前日までに電話で予約が必要です。
2. 受付場所：(公財)沖縄県建設技術センター 寄宮庁舎
〒902-0064 那覇市寄宮1丁目7番13号
3. 申請資格：沖縄県内で発生した廃棄物を原料として製造された建設資材について認定を受けようとする者(但し、県内の製造者に限る)
4. 申請方法等：(公財)沖縄県建設技術センターのホームページ
「ゆいくる」→「ゆいくる材認定申請(製造業者向け)」をご覧ください。
■ <http://www.okinawa-ctc.or.jp> ■
5. 電話番号：(公財)沖縄県建設技術センター試験研究部
建設リサイクル班まで
TEL:098-833-4196
6. 備考：申請の相談は随時受付ています。

▼受付場所:地図位置▼

